

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年2月 10 日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100357 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100111 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）C店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 22 年 9 月 1 日から昭和 19 年 10 月 1 日に訂正し、同年 10 月から昭和 22 年 8 月までの標準報酬月額を昭和 19 年 10 月から昭和 21 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から昭和 22 年 5 月までは 180 円、同年 6 月から同年 8 月までは 600 円とすることが必要である。

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 男（甥）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 31 年生
住所 :
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 15 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 9 月 1 日まで
叔母が A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

本訂正請求に対する B 社の回答を担う D 基金から提出された同基金が保有するデータ及び同基金の回答から、訂正請求記録の対象者は、昭和 15 年 3 月 1 日に A 社に入社し、昭和 61 年 3 月 31 日に退職したことが認められる。

また、D 基金は、A 社においては、昭和 19 年 6 月以前の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入し、同年 10 月 1 日以降の厚生年金保険は適用除外申請をしていた旨回答しているところ、当時、団体郵便年金加入者が厚生年金保険の被保険者となる場合、申請により、厚生年金保険の適用を除外する旨の調整が行われていた。

さらに、前述の適用を除外する旨の調整が昭和 22 年 9 月 1 日に廃止されたことに伴い、同日まで厚生年金保険の適用を除外されていた者は、同日以降、厚生年金保険の被保険者になるとともに、申請により、適用を除外されていた期間を厚生年金保険の被保険者期間として移管することができたところ、社会保険庁（当時）の資料によると、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）に団体郵便年金加入の表示がある場合は、団体郵便年金加入により厚生年金保険の適用を除外された期間について、昭和 22 年 9 月 1 日を限度とし、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとされている。

加えて、訂正請求記録の対象者に係る旧台帳を見ると、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 C 店における厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該旧台帳には、訂正請求記録の対象者が団体郵便年金の加入により、厚生年金保険の適用を除外されていたことを推認できる「除外」及び「郵」の記載が確認できる。

なお、前述のとおり、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 C 店における厚

生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同日から同年10月1日までの期間については、女子労働者等に係る保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該期間は、制度上、被保険者期間に算入されない期間となる。

これらを総合的に判断すると、請求期間について、当初、訂正請求記録の対象者は団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険の適用を除外されていた期間であったが、後に厚生年金保険の被保険者期間として移管されたと認められることから、訂正請求記録の対象者のA社C店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日とすることが妥当である。

また、昭和19年10月から昭和22年8月までの標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係る旧台帳の記録から、昭和19年10月から昭和21年3月までは60円、同年4月から昭和22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100250 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100112 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年9月は22万円を24万円、平成6年9月は24万円を26万円、同年10月は26万円を30万円、平成15年8月は15万円を17万円とする。

平成5年9月、平成6年9月、同年10月及び平成15年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年9月、平成6年9月、同年10月及び平成15年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成2年10月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年9月までは38万円、同年10月から平成4年9月までは50万円、同年10月から平成5年9月までは47万円、同年10月から平成6年9月までは53万円、同年10月から平成7年9月までは47万円、同年10月から平成8年9月までは36万円、同年10月から平成11年9月までは32万円、同年10月から平成12年9月までは34万円、同年10月から平成13年9月までは36万円、同年10月から平成14年9月までは34万円、同年10月から平成15年8月までは32万円、同年9月から平成16年8月までは38万円、同年9月から平成17年8月までは32万円、同年9月から平成19年8月までは28万円、同年9月から平成21年8月までは30万円、同年9月から平成22年8月までは22万円、同年9月から平成23年8月までは24万円とする。

平成2年10月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成5年9月、平成6年9月、同年10月及び平成15年8月は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月 12 日から平成 27 年 9 月 21 日まで

A社において厚生年金保険に加入していた期間である請求期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与に係る明細書により、請求者が当該期間においてA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成5年9月は24万円、平成6年9月は26万円、同年10月は30万円、平成15年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、平成5年9月、平成6年9月、同年10月及び平成15年8月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、同社の元代表取締役のうち回答があった二人は、確認できる資料を保管していない旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行つたとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成元年7月1日から同年8月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成2年1月1日から平成27年9月21日までの期間（上記の平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年8月1日から同年9月1日までの期間を除く。以下「不訂正期間1」という。）について、請求者及びA社の元破産管財人から提出された給与に係る明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該期間に係る標準報酬月額については、同法による記録の訂正は認められない。

また、昭和57年7月12日から平成元年7月1日までの期間、同年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成2年1月1日までの期間（以下「不訂正期間2」という。）について、前述のとおり、A社は既に破産手続が終了しており、前述の同社の元代表取締役及び元破産管財人は、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者から提出された平成元年度（昭和63年所得分）及び平成2年度（平成元年所得分）の市民税・府民税特別徴収税額通知書に記載されている各年の社会保険料控除額は、請求者のオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに当該通知書に記載されている各年の給与支払金額に見合う雇用保険料の合計額（年額）と概ね一致していることから、請求者の昭和63年及び平成元年に係る各月の厚生年金保険料控

除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることはうかがえない。

加えて、昭和 57 年所得分から昭和 62 年所得分までに係る課税資料について、請求者の当該期間における住所地である B 市は、保存年限を超えていたため確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が不訂正期間 1 及び不訂正期間 2 について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成 2 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間について、請求者及び A 社の元破産管財人から提出された給与に係る明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録又は上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 2 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者及び A 社の元破産管財人から提出された給与に係る明細書により確認できる報酬月額から、平成 2 年 10 月から平成 3 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から平成 4 年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から平成 5 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から平成 6 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から平成 7 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から平成 8 年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から平成 11 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から平成 12 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から平成 13 年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から平成 14 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から平成 15 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から平成 16 年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から平成 17 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 21 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 22 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までは 24 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 2 年 10 月から平成 23 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（平成 5 年 9 月、平成 6 年 9 月、同年 10 月及び平成 15 年 8 月は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2100328 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2100113 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は45万円、同年12月5日は52万7,000円、平成16年7月16日は46万9,000円、同年12月3日は54万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

国（厚生労働省）の年金記録において、請求期間①から④までの各期間に支払われた賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①から④までの各期間に係る賞与明細書及び預金通帳を提出するので、調査の上、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社の元役員及び複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は45万円、請求期間②は52万7,000円、請求期間③は46万9,000円、請求期間④は54万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間の賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年

7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなつておらず、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。